

平成23年度施策中目標

施策中目標		23年度 (22年度の実績を評価)		
I 1 1	格差の縮小を図る	生活保護 ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する。	-	
I 1 2		生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	-	
I 2 1		生活困窮防止 第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する	-	
I 2 2		雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る	-	
I 2 3		ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する	-	
I 3 1		福祉から就労へ 生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2(生活保護を適切に実施する)参照	-	
I 3 2	母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6(ひとり親家庭の自立を支援する)参照	-		
II 1 1	性別年齢にかかわらず意欲ある者が働ける	雇用の「量」 ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る	-	
II 1 2		地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る	-	
II 1 3		高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る	-	
II 1 4		多様な職業能力開発の機会を確保する	-	
II 1 5		若年者のキャリア形成を支援する	-	
II 1 6		障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する	-	
II 1 7		技能の継承・新興を推進する	-	
II 2 1		雇用の「質」 労働条件の確保・改善を図る	実績	
II 2 2		労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する	-	
II 2 3		労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う	-	
II 2 4		労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたりハビリ等を支援する	-	
II 2 5		労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する	-	
II 2 6		安定した労使関係の形成を促進する	-	
II 2 7		個別労働紛争の解決を促進する	-	
II 2 8	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る	-		
II 3 1	均等 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	-		
III 1 1	安心して子どもを産み育てられる	子育て 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る	-	
III 1 2		地域における子ども・子育て支援策を推進する	-	
III 1 3		就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する	-	
III 1 4		児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	-	
III 1 5		児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する	実績	
III 1 6		ひとり親家庭の自立を支援する	-	
III 1 7		子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する	-	
III 1 8		仕事と家庭の両立を支援する(再掲) → II-3-1(男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する)参照	-	
IV 1 1	医療	地域医療連携体制を構築する	-	
IV 1 2		医療需要に見合った医療従事者を確保する	実績	
IV 1 3		医療従事者の資質の向上を図る	-	
IV 1 4		医療安全確保対策を推進する	-	
IV 1 5		政策医療を向上・均てん化させる	-	
IV 1 6		医薬品、医療機器	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る	-
IV 1 7			新医薬品・医療機器を迅速に提供する	-
IV 1 8			医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する	-
IV 1 9			医薬品の適正使用を推進する	-
IV 1 10		安全で安心な血液製剤を安定的に供給する	-	
IV 2 1	地域で健康に長寿を迎えられる	医療保険 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む	-	
IV 2 2		生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る	-	
IV 3 1		個別疾病 適正な移植医療を推進する	-	
IV 3 2		難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する	実績	
IV 3 3		原子爆弾被爆者等を援護する	-	
IV 3 4		感染症 感染症の発生・まん延を防止する	-	
IV 3 5	ワクチン等を安定的に供給する	-		
IV 3 6	健康 地域の保健医療体制を確保する	-		

IV 3 7	↓	つく	健康づくりを推進する	-
IV 3 8		危機	健康危機管理体制を整備する	-
IV 4 1		公衆衛生	食品等の安全性を確保する	-
IV 4 2			安全で質が高く災害に強い水道を確保する	-
IV 4 3			麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する	実績
IV 4 4			国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する	-
IV 4 5			生活衛生の向上・推進を図る	-
IV 5 1		介護	医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する	-
IV 5 2		高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する	-	
IV 6 1		年金	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する	実績
IV 6 2			公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る	-
IV 6 3			企業年金等の健全な育成を図る	-
IV 6 4			企業年金等の適正な運営を図る	-
IV 7 1		障害者	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。	-
IV 8 1		戦傷病者・戦没者遺族等	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行う	-
IV 8 2	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する		-	
IV 8 3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する		-	
IV 8 4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する		-	
IV 9 1	福祉人材	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る	-	
IV 9 2	災害	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する	-	
V 1 1	考え方を提示し、社会保障財源の確保を図る	財源	格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。	-
V 2 1		社会保障料徴収	労働保険適用徴収業務の適切かつ円滑な実施を図る	-
V 2 2			公的年金制度の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う → IV-5-2(公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る)参照	-
V 2 3			医療保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う →IV-1-10(国民に必要な医療を保障できるよう、医療保険制度を安定的・効率的に運営する)参照	-
V 2 4			介護保険制度の徴収事務を適切かつ効率的に行う →IV-5-1(医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する)参照	-
VI 1 1	↓	役割	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む	-
VI 2 1		成長戦略	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する	-
VI 3 1		国際化	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する	-
VI 3 2			二国間等の国際協力を推進する	-
VI 3 3			国際化に対応した施策を推進する → 感染症対策はIV-2-5・6(感染症の発生・まん延を防止する、ワクチン等を安定的に供給する) 食品対策はIV-3-1(食品等の安全性を確保する) 年金の二国間協定はIV-5-1(年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する) 外国人労働者対策はII-1-3(高齢者、若年者等労働者の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る)参照	-
VI 3 4		科学技術	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保する	-
VI 3 5		厚生労働分野の科学技術の研究開発を推進する	-	
VI 3 6	IT化	電子政府実現に向けて基盤を整備する	-	
VI 3 7	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。	-		
VII 1 1	↓	国民と向	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。	-
VII 1 2		香らず、実践	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。(ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等)	-
VIII 1 1		コスト	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する	-
IX 1 1	人事、能力向上	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力(実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力)の向上を図る	-	

実績評価書様式

(厚生労働省23(施策中目標Ⅱ-2-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図る(施策中目標Ⅱ-2-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を達成することを柱に実施しています。 (施策小目標1)労働条件の確保・改善を図ること (施策小目標2)労働契約に係るルールの周知を図ること (施策小目標3)最低賃金制度の周知を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画)	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。 また、最低賃金法により、地域や産業の状況に応じて賃金の最低額を設定し、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図ることとしており、制度等を周知し、その履行確保を図ります。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,135,273	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,206,498
		補正予算(b)	—	-32,848	-14,629	-29,750	47,948	
		繰越し等(c)	—	0	0	0	392	
		合計(a+b+c)	1,135,273	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,119,061	1,206,498
	執行額(千円、d)	—	913,292	853,400	960,653			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	74%	68%	81%				
※ 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		—	227億円	272億円	196億円	116億円	集計中	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2	基準値	実績値					目標値
	労働契約解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	—	95.0%	95.0%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3	基準値	実績値					目標値
	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		82.1%	92.2%	83.0%	92.7%	93.2%	80.0%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1については目標は定めていません。労働基準監督署では、事業場への監督指導の結果労働基準法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう的確に事業主への指導を行っています。</p> <p>指標2、指標3については目標を上回っており、労働契約解説セミナーや、市町村の発効する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。</p>
	効率性の評価	<p>「労働条件の確保・改善を図る」ため、3つの施策目標を柱に施策を実施しています。</p> <p>・監督署による監督指導は、膨大な数の事業場の中から、前年までの監督実績及び各種指標の評価を通じ、監督を行うべき事業場を選び出して計画的に監督指導を実施するほか、労働者からの申告により把握した事業場に機動的に監督を実施するなど、効率的な運営を行っています。</p> <p>・労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことが個別労働紛争の未然防止に効果的です。民間組織を活用し、最も低廉な方法により実施しており、費用対効果の観点からも効率的です。</p> <p>・最低賃金制度の周知広報については、ポスター駅貼り、インターネットによる周知広報委託事業を総合評価落札方式により効率的に執行するとともに、市町村広報誌への掲載を働きかけるなど効率的に実施しています。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられています。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要です</p> <p>・監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいます。更に、本年度新たに導入した監督指導手法(労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う手法)や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っていきます。</p> <p>・これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をあげてきました。しかしながら依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることから、今後も、これから労働者になるうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要です。</p> <p>有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要です。</p> <p>・最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要です。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>・労働契約に係るルールの周知については、これまでセミナーの事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、状況提供等に一定の効果をあげてきており、今後は開催回数を増加の上、引き続き実施することとしています。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>【指標1、2、3】 関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 【指標1】 平成21年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ufxb.html 【指標2】 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/905a.pdf 【指標3】 最低賃金特設サイト URL: http://pc.saiteichingin.info/</p>
----------	---

担当部局名	労働基準局監督課	作成責任者名	労働基準局監督課長 達谷 窟 庸野	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	----------------------	--------	---------

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠二、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則恵

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅲ-1-5))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する(施策中目標Ⅲ-1-5)
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること (施策小目標2) 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること (施策小目標3) 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には55,152件(速報値)(宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。

予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 児童虐待等防止対策費 (項) 子ども・子育て支援対策費 (目) 子育て支援交付金(一部) ※平成22年度までは次世代育成支援対策交付金(一部)として計上。
------------------	--

施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	82,127,554	84,467,793	86,011,050	87,772,846	90,887,337
		補正予算(b)	—	▲ 4,005	▲ 987,503	0	—	—
		繰越し等(c)	—	0	0	0	—	—
		合計(a+b+c)	—	82,123,549	83,480,290	86,011,050	87,772,846	—
	執行額(千円、d)	—	80,870,605	82,391,812	85,094,005	—	—	
	執行率(%、d/(a+b+c))	—	98.47	98.70	98.93	—	—	
※上記の金額の他に「子育て支援交付金(平成23年度予算額50,000,000千円)の内数」が加わる。								

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日	5年間を目標(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%(市はすべて配置)にする ・小規模グループケアのか所数 800か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 ・里親等委託率 16%

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	—	—	—	58.3%	61.6%	80.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	322	357	446	458	528	800
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	118	146	171	190	214	300
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%	—	16.0%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	22,315	23,758	24,879	27,183	—	前年度以上	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1について、市町村における子どもを守る地域ネットワークの調整機関に一定の専門性をもった職員の配置が進んでいることにより、ネットワークの体制整備が進んでいるものと考えられる。</p> <p>指標2～4について、実績値が前年度を上回っており、子どもの保護・支援の体制の整備が進んでいる。26年度の目標値を達成するため、引き続き施策の推進が必要である。</p> <p>指標5について、実績値が前年度を上回っており、配偶者からの暴力被害者の相談等の体制を整備が進んでいる。</p>
	効率性の評価	<p>指標1～5については、毎年度実績値が増加しているところであるが、引き続き効率的な事業の実施を推進していく必要がある。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、子どもを守る地域ネットワーク又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、平成22年4月1日現在で98.7%となり、ほとんどの市区町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワークの機能強化のための施策を推進していく必要がある。</p> <p>社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てるよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要がある。施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。</p> <p>また、配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の□で困った方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>※「子ども・子育てビジョン」における整備目標を踏まえ、小規模グループケア等の箇所数の増加を検討します。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきご指摘等をいただいで作成しています。</p>
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等」 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001j1q1.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000a1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 高橋俊之	評価書作成日	平成23年9月
-------	------------	--------	-------------------------------------	--------	---------

(注)児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

(注)配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 高橋俊之

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅳ-1-2))

施策目標名	医療需要に見合った医療従事者を確保する(施策中目標Ⅳ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)女性医師・看護師等の離職防止、復職支援を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 医師確保については、「新成長戦略2010」(平成22年6月18日閣議決定)において、「医療提供体制(マンパワーを含む。)に関する今後の需要予測を踏まえたグランドデザインの策定」が盛り込まれるとともに、民主党マニフェスト2010においても「地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。</p> <p>○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 <p>とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者等確保対策費:医療従事者等の確保対策に必要な経費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	235,576	694,483	720,160	556,037	487,902	512,258
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	235,576	694,483	720,160	556,037	487,902	512,258
	執行額(千円、d)	204,869	333,633	382,475	601,268			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.0%	48.0%	53.1%	108.1%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	就業医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		275,639	-	284,543	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		275,639	275,639	284,543	284,543		
	病院勤務医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		168,327	-	174,266	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		168,327	168,327	174,266	174,266		
	就業女性医師数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		47,283	-	51,381	-	【P】	【P】	
	年度ごとの目標値		47,283	47,283	51,381	51,381		
就業看護職員数 (前回調査時以上/調査時) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に集計)	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772	【P】	【P】		
年度ごとの目標値		1,308,409	1,333,045	1,370,264	1,397,333	1,433,772		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○女性医師等に対する離職防止、復職支援については、出産や育児等により離職している女性医師等のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する「女性医師等就労支援事業」や、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施する「女性医師支援センター事業」を実施するなどの施策を講じており、指標として掲げた就業女性医師数も平成18年度から毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。</p> <p>○看護職員の確保については、看護師等養成所の運営費補助、病院内保育所及び新人看護職員研修の支援、ナースセンターにおける求人求職情報の提供や就職あっせん等の人材確保に向けた総合的な支援事業等に対する国庫補助を行っているところであり、指標として掲げた就業看護職員数についても、毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。</p> <p>○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。</p>
	効率性の評価	<p>○女性医師支援センター事業については、(社)日本医師会へ当該事業を委託している。当該法人は47都道府県医師会の会員で構成されており、医師の職能団体としては我が国最大(会員16.6万人)の団体であり、全医師の約6割が会員となっている。また、病院開設者の5割以上が会員となっているため、医療機関と連携して女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、無料職業紹介やライフステージに応じて働くことができる柔軟な勤務形態の確立等の方策を最も効率的に実施できる法人であり、同法人に事業を委託することで当該事業を効率的に実施していると評価できる。</p> <p>また、事業の内容自体も、求職者(医師)と求人者(医療機関)とが、それぞれインターネットを介して登録を行い、求職・求人情報を確認できるようにすることで、効率的な職業斡旋事業の運営を可能としており、当該施策の効率性について評価できる。</p> <p>○ナースセンター事業においては、求人求職情報の提供や就職あっせん等の業務について、各都道府県ごとに「都道府県ナースセンター」として1の公益法人を指定し事業を委託しており、当該地域の実情に応じた施策を展開しているところ。また、「中央ナースセンター」においては、これら都道府県ナースセンターの業務に関して、連絡調整及び指導・助言を行い、また、情報・資料を収集し他の都道府県ナースセンターと情報共有することで、ナースセンター事業の一体的な運営を可能としている。以上の観点から、当該施策の効率性について評価できる。</p> <p>なお、「中央ナースセンター」事業については、看護職員の職能団体としては我が国最大の公益社団法人日本看護協会へ委託しており、全国的なネットワークを活用することで、広く情報提供を行うことが可能であり、この点においても効率的に実施していると評価できる</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>【現状分析】(施策の必要性の評価)</p> <p>○医師として就業している者の割合については、男性医師及び女性医師のいずれも学部卒業後、卒後年数とともに低下しており、特に、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、男性医師の就業率に比べて女性医師の就業率の減少幅が大きい。当該就業率の差については、女性医師が出産・育児により離職していることが一つの要因となっているものと考えられるため、この時期の未就業の女性医師に対して、引き続き離職防止・復職支援策を行っていくことで、医師確保につなげていく必要がある。</p> <p>○看護職員については、「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において、平成22年12月に、平成23年から平成27年までの新たな看護職員需給見通しを取りまとめ、平成23年における需要見込み140.4万人に対して、平成27年における需要見込みが150.1万人と、10万人弱の増加が見込まれることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要である。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○女性医師の離職防止、復職支援については、各都道府県に対して、当該事業に関する意見・要望等の調査を行っており、また、国民目線での事業改善を目的として厚生労働省に設置された「アフターサービス推進室」と連携し、当該事業を利用して復職した医師や未就業の医師の窓口となった都道府県よりヒアリングを行い、事業のさらなる効率的・効果的運営を検討するなどの取組を行っているところ。今後も、当該調査等の結果等も参考に、現場のニーズに応じた施策を展開していくこととしている。</p> <p>○看護職員確保については、看護職員の需給見通しの結果も踏まえ、引き続き、定着促進を始め、養成促進、再就業支援にわたる確保対策について一層の推進を図ることにより、需要に沿った看護職員の確保着実に実現していくこととしている。</p>
評価結果の政策への反映の方向性	<p>予算について</p> <p>以下の口で困んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持</p> <p>税制改正要望について</p> <p>—</p>	

	機構・定員について	—
--	-----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○新成長戦略2010 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○民主党マニフェスト2010 URL: http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2010/ ○看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%c5%8c%ec%8e%74%93%99&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H04HO086&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 ○「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000z68f.html ○「医師・歯科医師・薬剤師調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html ○必要医師数実態調査(指標1～3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/other/iryuu01.html ○衛生行政報告例(看護職員数関係)(指標4関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19a.html ○関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
----------	--

担当部局名	医政局医事課、看護課	作成責任者名	医事課長 田原克志	評価書作成日	平成23年9月
-------	------------	--------	-----------	--------	---------

(注)看護職員関係については、看護課長 岩澤和子

実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅳ-3-2))

施策目標名	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する(施策中目標Ⅳ-3-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)難病対策を推進すること (施策小目標2)ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3)エイズ対策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、</p> <p>①調査研究の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進しています。</p> <p>○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」(平成13年5月25日)、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。</p> <p>○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生労働省告示第89号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、</p> <p>①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の施策を行うこととされています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要経費(一部) (項)特定疾患等対策費(全部) (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要経費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	33,074,715	36,370,980	30,785,566	34,863,149	34,867,437	37,096,206
		補正予算(b)	0	0	2,775,774	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	33,074,715	36,370,980	33,561,340	34,863,149	34,867,437	37,096,206
	執行額(千円、d)	32,006,865	35,717,490	32,033,600	33,713,768			
	執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	98.2%	95.4%	98.2%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			585,824	615,568	647,604	679,335	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 ハンセン病資料館の入館者数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			—	21,120	23,044	21,881	22,515	前年度以上
		年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(前年以上/毎年)	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
			116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	前年以上
		年度ごとの目標値	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
(参考)新規HIV感染者・新規エイズ患者数(平成22年)：新規HIV感染者数 1075人 新規エイズ患者数 469人								

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)の受給者証交付件数は年々増加しており、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で有効です。</p> <p>○ハンセン病資料館においては、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の取組を行っており、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る上で有効です。</p> <p>○国民が受検しやすいHIV検査体制を整備し、社会全体として高い受検率を維持することにより、HIV感染の早期発見及び早期治療が可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。</p>
	効率性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)により、対象患者が比較的少数で難治度・重症度が高い疾患について、一定の症例数を確保し、治療研究に役立てることにより、対象疾患の医療の確立に資すると同時に、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができるため、効率的です。</p> <p>○ハンセン病資料館を情報発信の中核として、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の各取組を実施することにより、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、効率的です。</p> <p>○HIV抗体検査の受検率を向上させることにより、HIV感染者及びエイズ患者の早期発見及び早期治療につながり、感染拡大の防止を図ることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策です。</p> <p>他方、本事業においては、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律においては、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならないとされている。このため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○HIV検査・相談体制を充実させることにより、HIV感染の早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することは、国民の健康保持の観点から非常に重要です。エイズ予防指針については、現在、見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、HIV検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 減額) ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員(難病情報調整官の増員。難病にかかる調査研究、患者のニーズ、国際的な施策の情報収集等を通じて、効果的な難病対策を推進するため。)

学識経験を有する者の知見の活用 政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

参考・関連資料等
 ○難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp/>
 ○エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/>
 ○関連法令(右記検索サイトから検索できます) <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

担当部局名	健康局疾病対策課	作成責任者名	健康局疾病対策課長 山本 尚子	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	--------------------	--------	---------

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-4-3))

施策目標名	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する(施策中目標IV-4-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2)麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3)違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策関係会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。</p> <p>厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。 <p>(根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 :あへんの供給確保等に必要経費(一部) 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,506,588	1,414,290	1,219,372	1,350,370	1,272,225	1,218,623
		補正予算(b)	-117,923	-158	-374	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,388,665	1,414,132	1,218,998	1,350,370	1,272,225	
	執行額(千円、d)	1,235,091	1,241,940	1,126,506	1,163,086			
執行率(%、d/(a+b+c))	89%	88%	92%	86%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数【単位:人】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	
		—	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	
		—	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	144.0	359.0	402.6	369.5	310.6	
		—	332.6	560.4	415.7	224.8	195.6	
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

	有効性の評価	<p>(施策小目標1) 取締関係機関相互の情報交換、合同捜査等緊密な連携を図った取締を実施し、平成22年は全国で14,965人の薬物犯罪者を検挙するとともに、覚せい剤約310kgや大麻195kg等の薬物を押収しました。 厚生労働省においては、警察等と合同又は共同で暴力団による薬物密売組織に対する取締りを実施したほか、イラン人組織による薬物密売事犯、ベトナム人組織による大規模大麻不正栽培・密売事犯を摘発し、外国人密売組織に対して一定の打撃を与えました。薬物供給者の摘発は、薬物の不正流通の遮断を図るうえで重要であり、有効な施策と評価できます。 また、都道府県の薬務主管課とともに、全国で医療機関や薬局等への立入検査を実施し、医療用に使用される麻薬・向精神薬等の管理の指導監督の徹底を図りました。立入検査により、医療機関や薬局等の麻薬等に対する適正管理の意識は高まっており、麻薬等の不正流出防止を図るうえで有効であったといえます。 医療用麻薬等の原料となるあへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理しており、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であったといえます。</p> <p>(施策小目標2) 全ての小学校6年生の保護者及び高校3年生に対し、平成22年度は計229万部の薬物乱用防止のための啓発資料を配付し、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有害性に対する知識の普及を図りました。近年、未成年者の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にあり、平成22年においても前年に比べ63人減の425人となっており、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できます。 また再乱用防止対策を推進するため、薬物中毒者対策連絡会議等を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関する意見交換・情報提供等を行うとともに、薬物依存者等の家族に対して、薬物依存に関わる情報や薬物相談の窓口を網羅的に記載した「家族読本」を作成・配布しました。これらの施策は、地域における関係機関の連携強化、薬物依存等に関する知識の向上に寄与しており、再乱用防止を推進するうえで有効な施策と評価できます。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策として、国の買上調査及び各都道府県の独自の買上調査等の情報を基に、新たに5物質を指定薬物として指定し、当該物質の製造、輸入、販売等を禁止しました。同施策により、指定薬物の不正流通防止が図られており、有効な施策と評価できます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>(施策小目標1) 最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等が問題となっていることから、麻薬取締部においては、全国の麻薬取締部でインターネット監視による情報収集に努めるとともに、情報を一元管理するなどし、捜査情報の運用の効率性を高め、インターネットを利用した事犯の摘発を強化しました。 また、不正取引される傾向が高い向精神薬を取り扱う診療施設に対する立入検査を重点的に実施し、医療関係者に対する注意喚起を行うことにより、向精神薬の不正流通防止を効率的に実施することができました。</p> <p>(施策小目標2) 平成22年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」であり、その際「他省庁との関係も含めて見直す」との指摘を受けたことも踏まえ、各府省庁の啓発広報事業の実態把握等を行い、その結果、文部科学省において同様の読本を作成している中学校1年生向けの啓発読本は作成しないこととする等、他府省庁との重複を避けつつ、より効率的に事業を実施しました。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策については、新たに指定薬物に指定された物質を含有する商品の写真等を取締機関等に情報提供することにより、各取締機関等が情報を共有でき、監視・指導の効率的な運用が図られました。</p>

	<p style="text-align: center;">【評価の総括】</p> <p style="text-align: center;">現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</p>	<p>平成22年は、警察等関係機関と合同捜査等を実施するなど、徹底した取締りを実施し、暴力団やイラン人密売組織等の薬物供給者を摘発して、薬物不正流通の遮断を推進しました。また立入検査において、医療関係者等の麻薬・向精神薬等の適正管理の意識を高め、麻薬等の不正流通防止が図られました。さらに薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を推進し、潜在的な又は現に乱用している需要層の減少に寄与するとともに、違法ドラッグ対策を強化して、指定薬物の不正流通防止を図りました。これらの施策により、麻薬・覚せい剤等の乱用防止が推進されており、一定の成果があったと評価できます。</p> <p>しかし、最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等、より複雑化・巧妙化しており、また水際の薬物の大量押収、国内での大規模大麻不正栽培事犯等から、薬物に対する大量の需要があることが推定されるほか、覚せい剤事犯に関しては前年に比べ増加するなど、依然として深刻な状況にあります。よって今後とも、薬物対策関係省庁間での捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図るとともに、麻薬取締官の増員、装備資機材の整備を図り、取締り体制の充実強化を進めることが必要です。</p> <p>薬物乱用防止の普及啓発については、近年、未成年者の薬物事犯が減少傾向にあり一定程度の効果をあげていると評価できますが、今後は、浸透度調査(配布先へのアンケート調査)の結果も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、薬物乱用に手を染める可能性が高いと推測される集団に対するアプローチ方法を検討する等、より有効かつ効率的な啓発活動を充実・強化していく必要があります。</p> <p>再乱用防止対策については、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であることから、引き続き関係施策を継続する必要があります。また麻薬取締部において、初犯者に対する再乱用防止対策について検討しています。</p> <p>違法ドラッグ対策については、違法ドラッグの販売者は、法規制を逃れる目的で構造式の一部に変化を加えた物質を輸入・販売していることから、今後も引き続き、監視指導を徹底し、新規の違法ドラッグを迅速に指定薬物に指定していくことが必要です。また、指定薬物の取締りを強化するため、麻薬取締官や麻薬取締員が直接指定薬物を取締りを行えるよう法改正を検討しています。</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p style="text-align: center;">予算について</p>	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持
	<p style="text-align: center;">税制改正要望について</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
	<p style="text-align: center;">機構・定員について</p>	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員 (薬物事犯取締関係。より確実な被疑者検挙のためのDNA型鑑定の導入、「合法ドラッグ」と称され販売されている指定薬物取締りの強化、大麻事犯の取締り及び組織犯罪対策を強化するため。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次薬物乱用防止五か年戦略(平成20年8月22日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ(平成21年8月20日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/index-g.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略 戦略の指標 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/s-shihyou.pdf ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日決定) URL:http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf ○薬物乱用に関する情報ページ URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>医薬食品局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠</p>	<p>評価書作成日</p>	<p>平成23年9月</p>
--------------	--------------	---------------	------------------------------	---------------	----------------

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する(施策中目標IV-6-1)</p>																																																											
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2)現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3)国際化の進展への対応を図ること</p>																																																											
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等</p>																																																											
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部)</p>																																																											
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>—</td> <td>252,658</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>-16,498</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>—</td> <td>236,160</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>—</td> <td>173,186</td> <td>135,692</td> <td>206,044</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>—</td> <td>73%</td> <td>64%</td> <td>44%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0		繰越し等(c)	—	0	0	0	0		合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787	執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044			執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%								
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																																					
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787																																																					
	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0																																																						
	繰越し等(c)	—	0	0	0	0																																																						
	合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787																																																					
執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044																																																							
執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%																																																							
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「新成長戦略」について(閣議決定)</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」</td> <td>平成22年6月29日</td> <td>少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「社会保障改革の推進について」(閣議決定)</td> <td>平成22年12月14日</td> <td>政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))	「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))	「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																															
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																										
「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))																																																										
「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))																																																										
「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																																										

	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度
測定指標	指標1 新たな年金制度創設に向けた議論を行うための論点の整理状況	—	—	—	—	—	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	論点の整理のための検討作業を進める。
	年度ごとの目標値 ※ 指標1は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	平成22年度中に検討体制を構築し、論点の整理のための検討作業を開始する。	/
	指標2 制度の改善に向けた企画立案状況	—	—	—	—	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	必要な制度改正
	年度ごとの目標値 ※ 指標2は平成21年度から新設されたため、平成18年度から20年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	必要な制度改正	必要な制度改正	/
指標3 社会保障協定の発効国数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	1カ国	2カ国	2カ国	1カ国	2カ国	1カ国以上	
年度ごとの目標値 ※ 指標3は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	1カ国以上	/	

	有効性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部(平成22年12月設置)において、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」や「社会保障改革の推進について」(閣議決定)などに基づき、部局間の円滑な連携を図りつつ改革案の論点整理を進め具体化を図ることにより、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善に向けて着実に取り組みを進められたと評価できます。</p> <p>例えば、新たな年金制度の検討に資するための所得把握調査については、平成22年11月に対象となる市町村に調査票を配布し、平成23年2月にこれを回収しました。平成23年度は、これらの集計・分析を行うこととしています。</p> <p>また、新たな年金制度の設計に向けた情報収集のための海外調査については、平成22年度に海外出張や文献等により諸外国の制度調査を行いました。</p> <p>さらに、新年金制度の財政計算システムについては、平成22年度において、概算システムの作成と年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行いました。平成23年度においては、引き続き新年金制度の検討に必要なシステムの設計を行う計画です。</p> <p>○有識者からなる「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(平成21年11月設置)において、同法人の運用目標やガバナンス等について広範な議論が行われ、合議制により意思決定を行うことや年金制度・財政と運用を一体的に議論する場を政府内に設けること等の提言がなされました。(平成22年12月)</p> <p>意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに合わせて改正を行うこととしており、現行の制度の改善に資するものであったと評価できます。</p> <p>○平成22年度においては、スペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成23年3月31日時点で、12カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約767億円のぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。</p> <p>※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部において年金制度改革に関する検討を行うに当たり、「社会保障改革の推進について」に示されたスケジュールに基づいて、早い段階から業務部門や他部局と連携を図り作業を進めました。これにより、年金改革の方向性に沿って新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討を計画的に進めることができたことと評価できます。</p> <p>○「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」では、広範な論点について議論が行われ、主な意見を項目ごとに整理し平成22年6月中旬とりまとめとして公表しました。また、中間とりまとめ以降は、運用目標の在り方や管理運用法人のガバナンスを中心に議論を重ね、平成22年12月に遅滞なく最終報告を公表したことから、効率的に検討を進められたものと評価できます。</p> <p>○社会保障協定については、新規に開始した3カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成22年度中に15回の協議を行いました。また、平成22年度中にブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の署名を行うとともに、スペイン、アイルランド及びブラジルとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成22年12月にはスペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至っており、毎年度1カ国以上発効させるという目標を達成しました。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>有効性及び効率性の評価の欄で示したように、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討については、着実な進展が図られました。</p> <p>また、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」の最終報告において運用目標のプロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等については概ね意見が一致しましたが、運用手法等については、積極的な運用と、安全性の高い運用を求める意見など様々な意見があり、両論併記となりました。意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに併せて改正を行うことを予定しています。</p> <p>さらに、社会保障協定に係る目標を達成し、国際化の進展への対応に成果があったと評価できます。引き続き、社会保障協定の締結を推進し、国際化の進展への対応に取り組んでまいります。</p> <p>このように、平成22年度においては、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築するよう、様々な取組を行い一定の成果を得ることができました。平成23年度においても、現在の取組を引き続き実施し、更なる制度改善に努めてまいります。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 ※年金制度改革に関する調査検討関係の経費等を見直しつつも、全体としては現状維持とします。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	今後の年金改革の方向等を踏まえ、必要な組織・定員の体制整備を検討します。 ・組織 (年金制度の円滑な事業運営のために必要な体制整備) ・増員 (年金事業運営関係。現行制度の改善等に伴う事業運営の検討及び実施体制を強化するため。) (国際年金関係。社会保障協定締結を促進し、円滑な運用を図るため。)

学識経験を有する者の知 見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
---------------------	---

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 新成長戦略(首相官邸HP) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 「新たな年金制度の基本的な考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」 URL: http://www.npu.go.jp/policy/policy02/pdf/20100629/20100629_shinnenkinseido_haihu_1.pdf 「社会保障改革の推進について」(閣議決定) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/101214.pdf 社会保障制度改革の方向性と具体策(指標1～2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html 社会保障改革案(指標1～2関係) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai10/siryou1.pdf 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告(最終報告)(指標2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000z94u-att/2r9852000000z96b.pdf</p>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一	評価書作成日	平成23年9月
-------	-----	--------	-----------	--------	---------

- (注1) 施策小目標1については年金課長 梶尾雅宏
 (注1) 施策小目標1については数理課長 安部泰史
 (注1) 施策小目標1については国際年金課長 日原知己
 (注2) 施策小目標2については年金課長 梶尾雅宏
 (注2) 施策小目標2については数理課長 安部泰史
 (注2) 施策小目標2については参事官(資金運用担当) 原口真
 (注2) 施策小目標2については首席年金数理官 田村哲也
 (注3) 施策小目標3については国際年金課長 日原知己